

釧路市権利擁護成年後見センター 市民後見人の育成及び活動支援について



平成29年 7月18日 (火)

家庭裁判所委員会
(釧路家庭裁判所)

釧路市権利擁護成年後見センター
センター長 井上 雅 敬

釧路市権利擁護成年後見センターの役割

(平成25年4月釧路市から委託開始)

相談から後見までワンストップの支援

相談・支援

- ・ 相談・助言、情報提供、申立手続きの相談、支援

広報・普及啓発

- ・ 権利擁護に関する広報や制度の普及啓発

市民後見人養成

- ・ 市民後見人養成講座の開催

市民後見人活動支援

- ・ 市民後見人スキルアップ講座の開催、困難ケースの相談支援等

市民後見人登録・推薦

- ・ 市民後見人バンクへの登録、家庭裁判所への後見人等候補者推薦

連絡調整

- ・ 行政など関係機関、専門職等との連絡調整、連携

～市民後見人の受任スタイル～

法定後見

個人受任

①個人

後見センター専門員の支援のもと
複数（2人一組）又は**単独**で後見活動

法人受任

②法人後見支援員

後見センター担当専門員とともに
法人後見支援員として後見活動

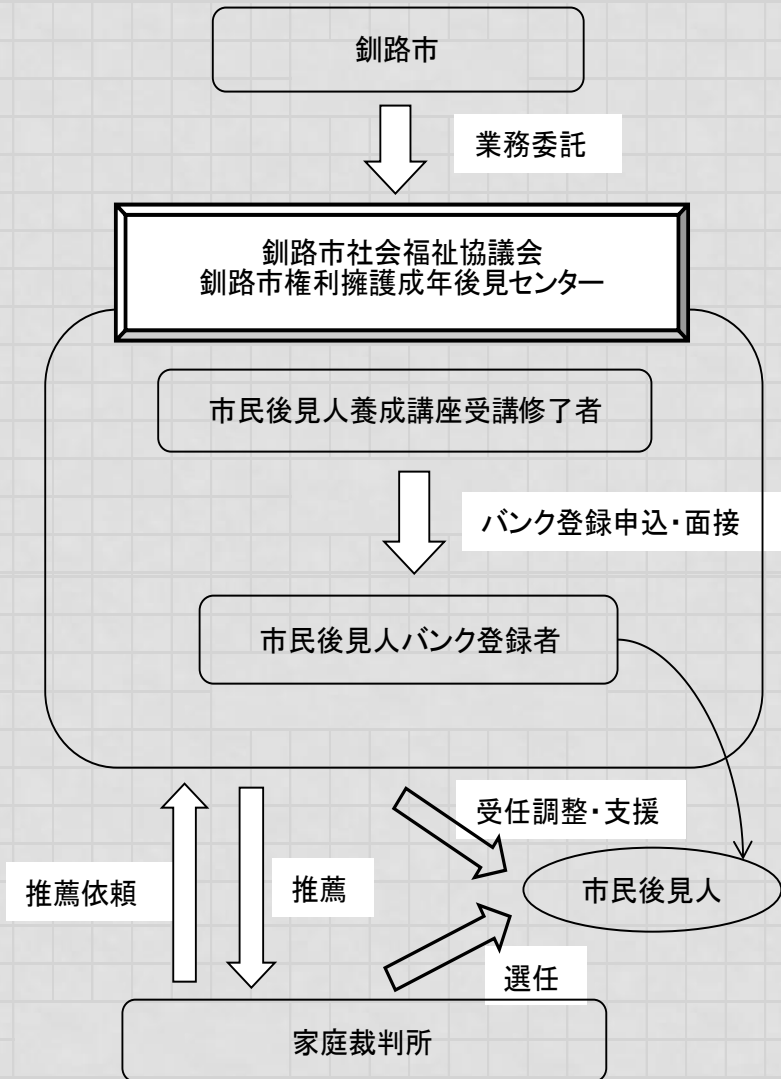
日常生活自立支援事業

③生活支援員

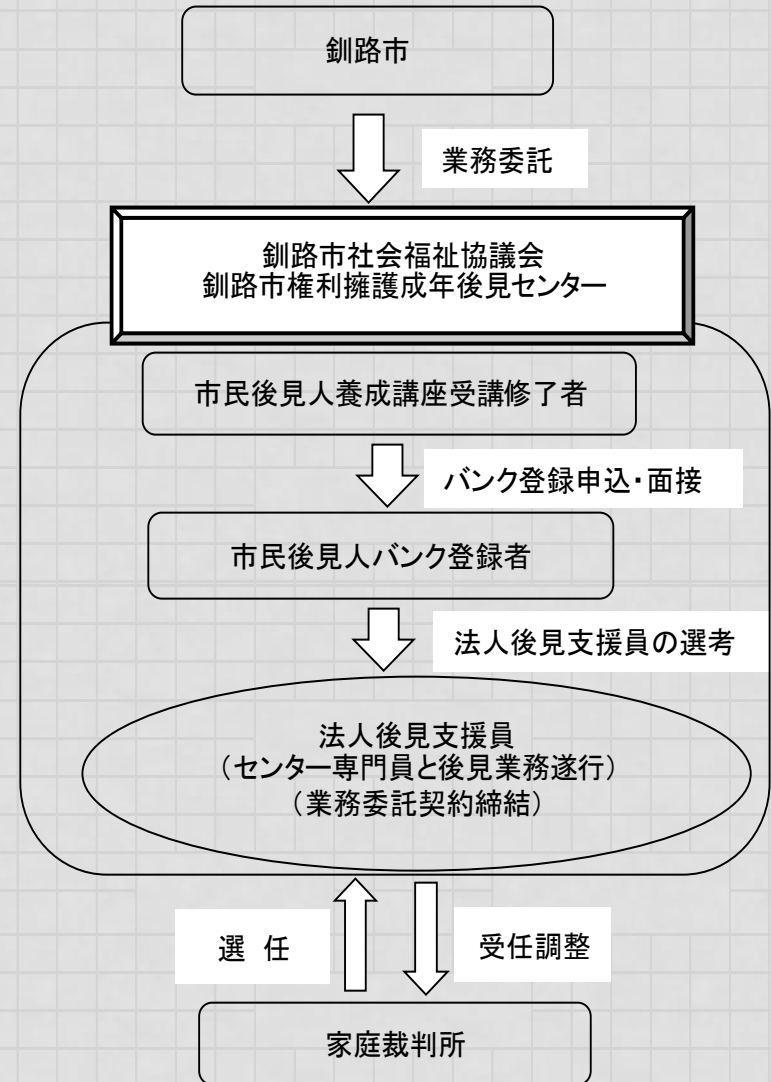
自立生活支援専門員のもと
生活支援員として活動

釧路市権利擁護成年後見センター受任体制図

1 市民後見人(個人)受任体制



2 法人後見受任体制



市民後見人の活動状況

～市民後見人受任までの流れ～

釧路市「市民後見人養成講座」受講修了

市民後見人バンクへ登録

家庭裁判所へ後見人等候補者として推薦

家庭裁判所による審判により受任

釧路市権利擁護成年後見センターの概要

～組織運営体制～

● 成年後見審査会

- 内容：成年後見等の①申立の適否、②市民後見人受任の適否、③法人後見受任の適否などを検討
- 構成：弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・行政担当事案課長・社協事務局長
- ※おおむね2か月に1回開催

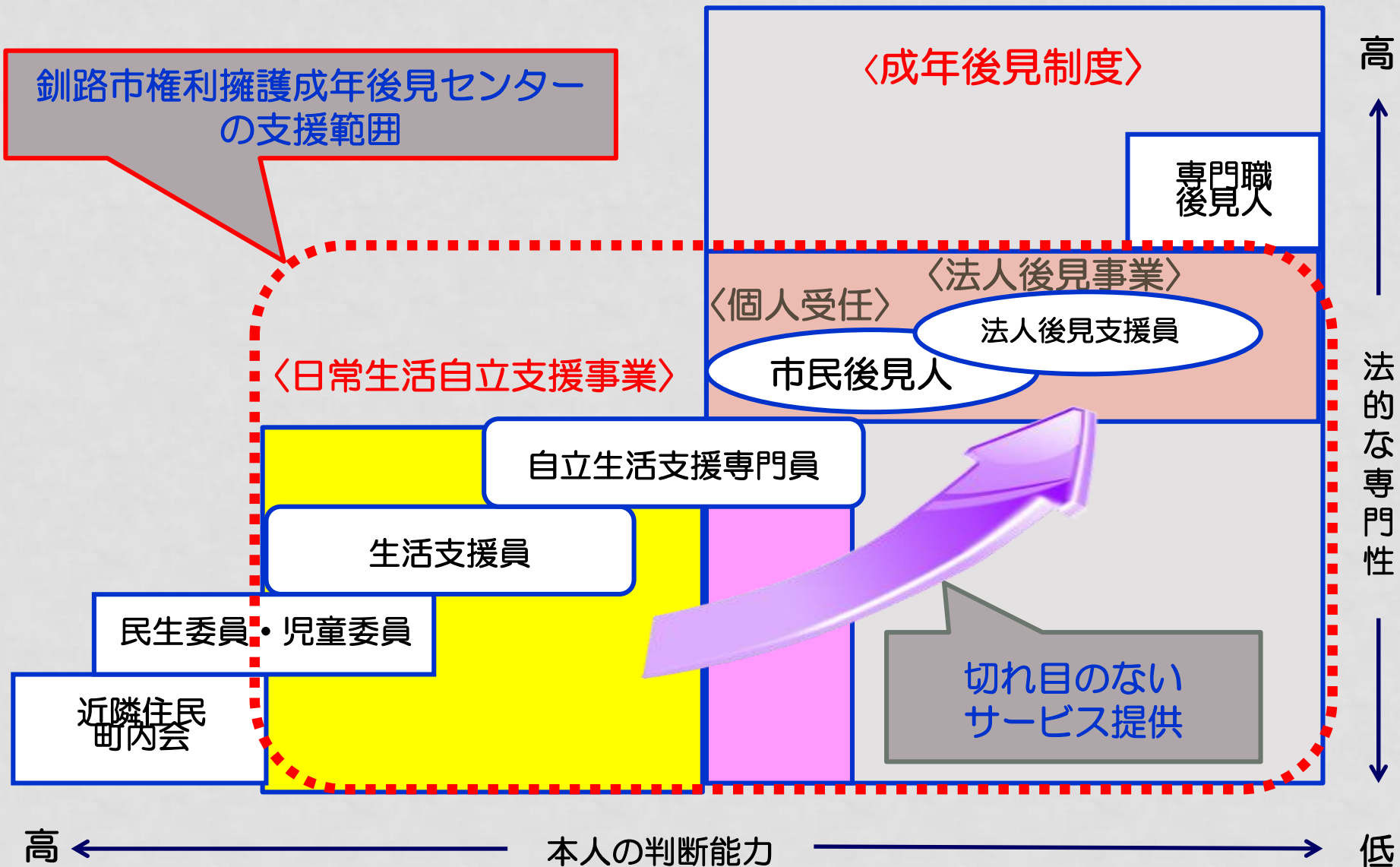
● 検討会議

- 内容：運営の必要事項の検討、困難ケースへの支援方針などを検討
- 構成：弁護士・司法書士・行政書士・行政担当事案課長センター長
- ※成年後見審査会と同日開催

● 運営協議会

- 内容：センター運営に関する事項について協議検討
- 構成：地域関係機関、専門職、市民後見人活動団体など
- ※年間2回開催

切れ目のないサービス提供を目指して



～市民後見人の養成状況～

釧路市「市民後見人養成講座」

- 平成22年度 11人 (阿寒地区でスタート)
- 平成23年度 49人 (釧路44人・阿寒5人)
- 平成24年度 20人
- 平成25年度 57人
- 平成26年度 30人
- 平成27年度 39人 (釧路34人・阿寒5人)
- 平成28年度 19人

合計 225名 修了

うち**105人**が市民後見人バンク登録中

後見人担い手としてのほかに制度の普及啓発にも期待

(平成29年3月末現在)

～市民後見人の受任の状況～

≪市民後見人受任事案の推移≫ 平成29年 3月末現在

審判年度	類 型			合 計
	後見	保佐	補助	
平成22年度	0件	0件	0件	0件
平成23年度	3件	3件	1件	7件
平成24年度	10件	3件	1件	14件
平成25年度	3件	0件	1件	4件
平成26年度	12件	5件	1件	18件
平成27年度	11件	6件	1件	18件
平成28年度	9件	10件	1件	20件
合 計	48件	27件	6件	81件

※81件中、29件終結により現在52件受任事案あり。

※生活保護世帯33件（63.4%）

※在宅2件、施設等（高齢者下宿等含む）50件

※複数受任 48件、単独受任、11件

～法人後見受任の状況～

≪法人後見受任事案の推移≫ 平成29年 3月末現在

審判年度	類 型			
	後見	保佐	補助	合 計
平成27年度	1件	0件	0件	1件
平成28年度	3件	0件	1件	4件
合 計	4件	0件	1件	5件

※現在 5件受任事案あり。

※生活保護世帯2件

※在宅1件、施設等（高齢者下宿等含む）4件

市民後見人の活動支援 ～ケース会議の開催～

- 市民後見人候補者もケース会議へ出席
法定後見申立にいたった背景の把握
被後見人の心身の情報等の把握

市民後見人がスムーズに後見活動を
スタートするための支援
審判後予想される後見実務の整理
被後見人を支える関係者、関係機関との
ネットワークづくり

市民後見人の活動支援

～市民後見人活動報告面接～

- 市民後見人が後見実務を円滑に進められているか確認するために定期的に面談を実施

- 市民後見人の不安・悩みの解消
- 現在の課題と今後予測される課題の共有

報告種別	報告(面接)時期の目安	確認内容等
(1) 新規	選任後1ヶ月後	後見実務スタート時の後見実務内容の確認と課題の有無について確認
(2) 定期	①選任後6ヶ月後 (新規受任ケースのみ)	新規受任ケースにおいては後見実務スタート時の具体的な後見実務の進捗状況について確認
	②選任後12ヶ月毎	受任ケースの後見実務の内容に変化がないかの確認や活動上の課題がないか確認
(3) 終了	終了後1ヶ月後	後見実務終了後の活動内容について確認

市民後見人の活動支援

～困難ケースへの対応への支援～

- 市民後見人単独では解決が困難な事例への支援
 - 必要に応じてケース会議の開催
 - 他の専門職の支援が必要な場合の支援
 - 死後事務での課題
 - 医療同意への課題
 - 相続問題が発生した場合の課題

市民後見人の負担の軽減